

農業集落排水事業公共柵設置工事について

平成23年4月

茨城町 都市建設部 下水道課

農業集落排水グループ

集落排水施工について

工事の施工にあたっては、「茨城県土地改良工事共通仕様書」「労働安全衛生規則」「茨城町建設業関係例規集」「設計図書」及びその他関係法令を遵守し、以下の注意事項によるものとする。

I 提出書類

1 契約時

1. 着手届 2部 (1週間以内)『A4縦サイズ横書き』
2. 現場代理人届 2部 (1週間以内)
3. 工程表 2部 (1週間以内)
4. 材料使用届 2部 (着手前速やかに)
5. その他必要と認められるもの

2 工事着工前

1. 道路使用届【写し】 (許可後速やかに)【完成書類にも綴じ込んで下さい】
2. 工事打合せ書 2部 必要に応じて
3. 公共柵設置位置確認書 (別紙設置深決定に基づき作成)
設置する前に必ず提出し町の確認を受けること。
4. 境界図
(杭を確認したことがわかるような図面を作成すること。また、後で杭の復元が出来るようにすること。)
5. マンホール組み合わせ書 (別紙設置深決定に基づき作成)
設置する前に必ず提出し町の確認を受けること。
6. その他必要と認められるもの

3 工事完成後

1. 完成通知書 2部
2. 完成検査願 2部 『A4縦サイズ横書き』
3. 出来形管理図表
4. 工事写真帳

※(開削時現況の路盤構成を計測し写真添付) 舗装厚・上層路盤厚・下層路盤厚・路床入厚等) 道路管理者報告の為

5. 産廃の契約書 【写し】完成図書に綴じ込むこと
6. 請求書 【町指定の用紙】
7. その他必要と認められるもの

II 着工前に次のことを行って下さい。

1. 受益者（家主）等に公共樹の設置位置の確認、施工時期等の連絡を行い受益者の了承を必ず得てから工事を行うこと。（問題が発生した場合は、自己の責において解決していただきます。）
2. 地下埋設物の確認をして下さい。（東電・NTT・水道・パイプライン・暗渠等）
3. ブロック塀及び建築物（コンクリート叩きを含む）の調査を行い、状況写真を撮影しておく。又は、受益者に立会いを求め現況を把握すること。
4. 工事看板を設置して関係者に工事の案内を行うこと。

III 施工にあたり特に注意すること。

1. **土留の設置をすること。（軽量鋼矢板等で設計）**
2. 境界杭（破損等した場合は地権者、町双方立合の上測量業者により旧位置に復元すること。費用は施工業者負担）
3. 道路の清掃をすること（特に土による汚れ）
4. **ゴミ収集車に注意すること。**
5. 工事着手を、事前に道路利用者に周知するため案内板を設置すること。また現場状況に応じて交通整理員を配置すること。
6. 緊急事態（消防自動車・救急車等の緊急車両の通行等）に対応できるように、工事箇所を考慮すること。
7. **道路復旧については、十分に転圧を行い路面が沈下しないように施工すること。施工不十分により沈下した場合は、施工者の責任において補修を行なうこと。**
8. 立会い等については、現場説明、資材検収、埋設の確認等、その他必要に応じ行ないますので事前に町下水道課集落排水グループへ連絡して下さい。
9. 復旧は、設計に計上されてないが、段差等の無くし通行に影響がでないようにすること。
10. その他必要と認められること。

IV 公共樹及び取付管について

1. 別紙標準断面のとおり施工する。
2. 公共樹の基礎砂及び取付管の基礎及び管上埋戻材料は基礎用埋戻砂とする。
3. 自在曲管は、現場にあわせ管内に水溜りが生じないようにする。

V 写真について

1. 完成写真は、工種別にA4ファイル綴
着工前、完成後、施工状況、出来形管理、材料検収等
自然天然色としデジタルカメラの使用は認めますが、プリントは数年耐えられるものを提出願います。

VI 出来形管理図表の作成について

1. 出来形管理図表はA 4ファイル綴にして下さい。
 - ①平面図・復旧断面構成のわかる書類・公共樹の延長及び深さ
 - ②納入伝票は確認後返却いたします。ただし、アスファルト合材や生コンクリートについては温度管理等の出来高が必要になりますので、
 - ③その他必用と認められるもの
2. 工期内に完成検査を行いますので、それまでに書類を提出して下さい。

VII 仮設工（水替工）を行う場合の注意事項

1. 事前調査を十分に行うこと。(ブロック塀・家屋等建築物・井戸の調査)
2. 調査を行った場合には写真等記録に残して下さい。又、受益者の立ち会いも行い確認をして下さい。
3. 井戸水の濁水のおそれが考えられるので注意すること。(仮設の対応)
4. 薬液注入工を行なう場合は、舗装面に悪影響がないように注意すること。なお、薬液注入工の必要が無いと認められる場合は施工を行わないこととし、減額するものとする。

公共柵設置深決定について（農集）

公共柵設置位置確認書は下記の作成要綱を参考にして記入して下さい。

- ・ 公共柵設置位置確認書の平面図には、公共柵の設置位置の測点（No.〇〇+〇. 〇〇m）を必ず記入すること。（集落排水の測点は上流からです。）また、家屋の平面図とトイレ、風呂、台所の位置を記入し延長と地盤高を記入する。
- ・ 横断面図は、延長、地盤高、勾配、本管の高さを記入すること。
- ・ 蓋の種類（標準・鉄蓋）に○をつけること。

鉄蓋（町章入り）を使用する場合は、蓋・受枠とも鋳物の物を使用してください。

車両の通行する場所に公共柵を設置する場合は鉄蓋とする。（変更対象外）

- ・ 公共柵の取り付けタイプ（1・2・3・4・5・6）に○をつけること。

※ 公共柵設置位置確認書が小さくて（平面図及び縦断図）記入できない場合は、独自に用紙を作成して下さい。なお、作成要綱は必ず守って作成して下さい。

なお、屋敷内を測量し以下のことに注意して柵の深さを決定して下さい。

1. 宅地内排水設備の排水管の内径は100mmとする。
2. " 勾配は2／100を標準とする。
3. " 土被は30cm以上とする。
4. 柵と柵の間隔は最大内径の120倍以内とする。
 - ・ 内径が100mmの場合12m以内
 - ・ 柵の中心と柵の中心で測定した場合最大12.3mとする。
5. 台所からの排水口にはグリーストラップを設置するため7cm、また、柵の上流と下流の落差3cmを考慮して計算すること。
6. 母屋・隠居・敷地内にある風呂・トイレ等（建築済みの物）すべての雑排水が流入出来るようにすること。
7. 公共柵深さは80cm以上とし10cm単位で切り上げて決定すること。
8. 取り付け管の長さは官民堺（道路と民地）から1.0m程度とし、**セットバック（道路の中心から2.0m）**に注意すること。また、ブロック塀の建設に支障とならないように設置すること。
9. 道路側溝を阻害しないように計画すること。
10. 取り付け管の土被に注意すること。（120cm）
11. 公共柵の取付け管の接続方向（将来排水設備工事を考慮する）に注意すること。
12. 公共柵の流入は3方向のものを使用すること。
13. ドロップ柵を使用し必要以上に深くしないこと。
14. **隣接地との境界を確認して他人の土地に設置しない**こと。

※ 上記によりがたい場合は下水道課農業集落排水グループと協議すること。

公共柵設置位置確認書

平成 年 月 日

茨城町長 小林 宣夫 殿

土地所有者・土地利用者

住 所 茨城町大字

氏 名 _____ ㊟

請 負 業 者

請 負 人

現場代理人 _____ ㊟

下記のとおり、公共柵の設置位置を申請いたします。

公共柵設置地番 _____ 番地

平面図

縦断図

公共柵の蓋の種類 標準蓋・鉄蓋（どちらかに○をつける）
取り付管タイプ 1・2・3・4・5・6（いずれかに○をつける）

マンホールの組み合わせについて（農集）

I マンホール設置深の組み合わせ

以下のことに注意して、組み合わせ表を作成して下さい。また、設計図書をチェックし計画が間違いのないことを確認すること。

1. 調整リング10cmを必ず使用すること。場合によっては、10cm以上のものでもよいが、2個以上の組み合わせに成らないようにすること。
ただし、小口径マンホールを使用する場合は、この限りでない。
2. マンホール蓋の高さは流動性無収縮モルタルを、使用することから13cm（受け枠11cm+調整駒2cm）として計算すること。
3. 受け枠の固定には、がたつき防止のため調整駒を必ず使用して下さい。（調整駒は必ず**3個使用**すること。）また、ボルトの周りには、流動性無収縮モルタルが充填されないように施して下さい。
4. マンホール蓋は町指定（いばらき しゅうはい）を使用すること。
5. 繋ぎ目は少なくなるようにすること。
6. 将来道路計画等によりマンホール高を、スムーズに変更出来るように、考慮して組み合わせをすること。
7. インバートは水溜まり等生じないように施工すること。
8. その他町の指示により組合せして下さい。

II 資材が搬入された場合

1. 資材の搬入に立ち会い、積み卸しに十分注意してもらうこと。また、ひび割れ、壊れ等の有無を確認すること。
2. マンホール組合せ表を確認しながら、部材及び削孔の位置を確認すること。
3. 資材置き場から現場への搬入には、特に注意してマンホールを壊さないこと。
4. マンホール及び付属品の保管に注意すること。